

法務省保恩第58号

平成5年6月9日

最高検察庁総務部長 殿
高等検察庁総務部長 殿
地方検察庁次席検事 殿
矯正管区第二部長 殿
刑務所長 殿
少年刑務所長 殿
拘置所長 殿
地方更生保護委員会事務局長 殿
保護観察所長 殿

法務省保護局恩赦課長 栃木 庄太郎

皇太子徳仁親王の結婚の儀に当たり行う特別基準恩赦の事務処理について（通知）

標記の特別基準恩赦については、平成5年6月9日付け法務省保恩第57号法務省刑事局長、矯正局長、保護局長依命通達「皇太子徳仁親王の結婚の儀に当たり行う特別恩赦基準の運用について」等に基づき事務を行うこととなりますが、従来の特別基準恩赦の事務処理の実情にかんがみ、下記の点に留意されたく、通知します。

なお、今次の特別基準恩赦においては、罰金に処せられた者の出願による上申件数の増加が予想されますが、特に公職選挙法違反に係る案件については、諸般の事情から、可及的速やかに処理することが必要となりますので、この種案件については、その上申事務を速やかに行い、いやしくも上申庁側の事務処理事情により恩赦の決定に遅延が生じないよう特段の配慮を願います。

また、公職選挙法違反に係る案件以外のものについては、出願状況により（第7の4参

照)、特に能率的事務処理を必要と判断したときは、中央更生保護審査会(以下「審査会」という。)とも協議の上別途通知する予定です。

おって、本通知については、刑事局及び矯正局と協議済みであり、また、審査会の了解を得ているので、申し添えます。

記

第1 恩赦上申書(乙)(正本のほか副本を含む。以下同じ。)の記載等について

特赦の出願があったが、他の種類の恩赦の要件にも該当する事案である場合、上申庁においては、必ず、特赦以外の恩赦の希望の有無について、本人の意向を確認する。

その結果、特赦又は減刑等数種類の恩赦について択一的又は予備的に出願を希望する意思であるときは、恩赦願書の「恩赦の種類」欄(必要に応じて「出願の理由」等その他の欄)の記載内容を適宜補正させる。この場合、恩赦上申書(乙)については、「特赦については不相当、減刑については相当の意見を付して恩赦(特赦又は減刑)の上申をします。」等と恩赦の種類それぞれについて意見を付して上申する。また、本人が他の種類の恩赦を出願する意思がないときは、恩赦上申書付記欄に「減刑については希望しない。」等と記載して、その旨を明らかにする。

第2 裁判書の謄本について

共犯者、関連違反者等について同時に上申する場合は、いずれか1名の恩赦上申書に裁判書の謄本を添付し、他の者についてはこれを援用して差し支えない。ただし、恩赦相当意見のものと不相当意見のものととの二つのグループに分かれるときは、各グループのいずれか1名に各1通を添付する。

なお、裁判書の謄本を援用した場合は、次の記載例により恩赦上申書の「付記」欄に記載する。

(記載例)

裁判書謄本は〇〇〇〇の上申書に添付につき省略

第3 調査書の記載等について

調査書については、恩赦上申事務規程解説の10条関係及び調査書記載例を参照の上、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等のいわゆる「かんがみ事項」を含め、所要の事項について、その要点を漏れなく簡潔に記載することとし、併せて次の点に留意する。

1 「資産及び生計並びに将来の生計方針」欄

本人の資産状況の疎明資料としての不動産登記簿謄本、納税証明書、預金残高証明書等の添付は、公職選挙法違反に係る案件等で、本人が相当の資産を有し、生計状態が特に問題とならないことが明らかである場合は、不要である。

2 「犯罪に関する参考事項」欄

(1) 所定の記載事項のほか、審査会における審査事務の効率化を図るため、次の記載例を参照の上、犯罪事実を簡潔に付記する。

(記載例)

ア 平成4.7.26施行の参議院選の選挙運動者として、何某ほか10名に対し現金合計10万円を供与

イ 平成3.10.16、〇〇市内において無免許で酒に酔って普通乗用自動車を運転

ウ 平成3.11ころから同4.4ころまでの間5回にわたり、何某ほか5名所有の現金合計15万円、洋服等衣類35点(時価合計20万円相当)を窃取

(2) 公職選挙法違反に係る案件については、候補者の党派の別、選挙の結果(当落及び得票数)、本件発覚の端緒、犯罪事実に対する認否(捜査及び公判段階)、起訴年月日等を付記する。

(3) 税法違反に係る案件については、本税、重加算税等の納付状況を付記する。

3 「被害者及び社会の感情」欄

被害者及び社会の感情は、恩赦を相当とするか否かについての意見を含むものである。例えば、裁判時に示談が成立し、被害者あるいはその遺族等から嘆願書その他これに類する書面が提出されている場合であっても、恩赦上申時にこれらの者の感情が融和しているか否か、恩赦に異議があるか否かを明らかにする必要がある。社会

の感情に関しては、出願者の犯行地、居住地の有識者（例えば、監督官庁の担当者、地区保護司会長、医師会長、警察署長等）の意見を徴することが必要な場合もあると思われるが、この場合には、公平な第三者の意見を徴するような配慮が必要である。

これら被害者（遺族）及び社会の感情の調査に当たっては、調査担当者に、調査の趣旨、事案の内容、出願者の現在の生活状況や心情等について熟知させ、適切な調査が行われるよう配慮する。

被害者（遺族）及び社会の感情について調査を行ったときは、その調査書を添付する。

4 「その他参考となる事項」欄

公職選挙法違反に係る買収事案等で関係者が多数に上る場合、共犯者、関連違反者の処分状況は、「〇〇ほか〇〇名罰金、〇〇名起訴猶予」等の簡略な記載で差し支えないが、別途参考資料として、判決結果等を記載した関連図及び関連違反者一覧表（別紙1(1)、(2)）を添付する。

なお、この関連図及び関連違反者一覧表は、2人以上の者を同時に上申する場合は、そのうちの1名の上申書類に添付すれば足りる。

5 「総合所見」欄

- (1) 犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等のいわゆる「かんがみ事項」並びに恩赦を必要とする具体的事情等についての検討結果を明らかにした上、それらの結果を総合した恩赦の可否についての所見を記載する。
- (2) 特赦又は特別減刑等数種類の恩赦について択一的又は予備的に出願があった者については、それぞれについての本人の意向を記載するとともに、恩赦の種類ごとに所見を記載する。
- (3) 本欄の末尾に、括弧を付して該当する基準の号数（例えば（基準四1（四）該当））を記載する。特赦又は減刑等数種類の恩赦について択一的又は予備的に出願があった場合には、その基準の号数のすべてを記載する。

第4 前科調書について

恩赦上申書の正本に添付する前科調書は、特別復権の上申をする場合を除き、昭和58年12月23日付け法務省保恩第246号刑事局長、矯正局長、保護局長依命通達「恩赦上申事務規程の運用について」（以下「上申事務規程運用通達」という。）

の記の1の(3)の規定にかかわらず、道路交通法違反又は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の罪（以下「道交法違反等の罪」という。）に係る罰金以下の刑又は刑の免除についての記載を省略したもので差し支えない。ただし、恩赦の対象となる罪が道交法違反等の罪又は業務上過失致死傷罪であるときは、道交法違反等の罪に係る罰金以下の刑又は刑の免除についての記載は省略しない。

第5 情状に関する参考資料について

本人から出願があったときは、恩赦願書の添付資料の一つとして、「身上関係書」（別紙2(1)）を本人から提出させ、これに基づいて情状等を調査して差し支えないが、同書を提出させた場合には、これを上申書に添付する。

なお、身上関係書を本人から提出させるに当たり、該当欄に記載しきれないときは、「別紙のとおり」又は「別紙に続く」として身上関係書継続用紙（別紙2(2)）を使用するよう指導する。

また、事案により必要と思われる項目、例えば、業過事件又は道交法違反事件により刑に処せられた者については必ず交通反則歴を記載させることなどに留意する。

第6 恩赦願書について

- 1 恩赦願書に記載すべき出願の理由は、具体的に記載することとされている（恩赦上申事務規程解説の12条関係5の(4)参照）が、特別恩赦基準中「近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、その刑に処せられたことが障害となっていること」、「社会のために貢献するところがあること」又は「刑に処せられたことが現に社会生活を営むに当たり障害となっていること」が要件となっているものについては、特に具体的かつ詳細に記載するよう本人を指導するとともに、その疎明資料についても可能な限りこれを添付させる（「特別恩赦基準の解説」の関係部分 特赦基準第四項第1号の(三)～(六)、特別減刑基準第五項第1号の(四)、(五)、特別復権基準第七項第1号の(二)～(四)参照）。

なお、上申庁の意見が不相当であっても、全国的な権衡から相当と判断される場合もあるので、上記の点についてはすべて調査を尽くすことが必要である。

- 2 他の資料からは選挙への立候補を予定していることがうかがわれるにもかかわらず、出願理由としては団体役員への就任のみを記載するなど、従来、出願理由とその裏付けとなる資料の内容が合致しない場合があるので、出願理由と添付資料との整合性に

留意する。

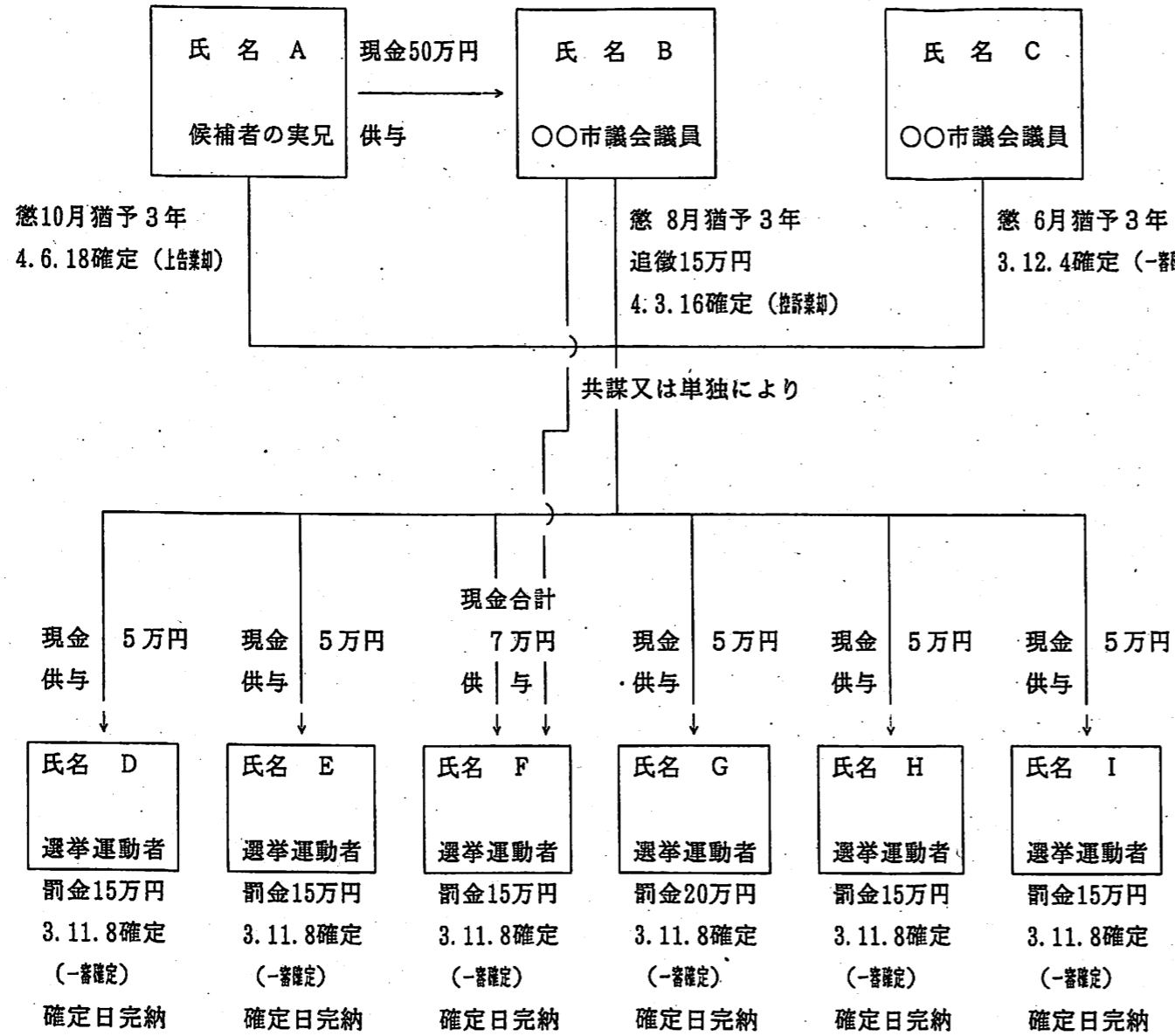
- 3 出願者から提出される書類には、同一人物の筆跡と認められる多数の推薦書等が添付されていることもあるので、恩赦願書の受理に当たっては、疎明資料等の作成の真正について注意する。

第7 その他

- 1 特赦基準第四項第1号の(二)等に定められている経過期間は、基準日の前日までの経過期間であり、出願受理の日あるいは上申の日までの経過期間ではないので、留意する。
- 2 在監者の出願に係る事案については、明らかに不相当と認められる場合を除き、釈放後の生活計画、保護関係等の参考資料として、環境調整報告書及びその追報告書の写しを添付する。
- 3 刑の執行指揮前に恩赦を上申した者に対し執行指揮を行った場合、あるいは恩赦上申後仮出獄の申請を行った場合等、恩赦上申後に恩赦上申書等に記載した事項に変動があったときは、その旨を書面で、速やかに審査会に通知（あて先は、保護局恩赦課）する（上申事務規程運用通達の記の1の(8)参照）。
- 4 審査事務の計画的運用に資するため、本月9日以降平成6年3月末日までの間、「特別基準恩赦受理処理状況等通知」（別紙3）を当課あて法務省専用ファクシミリをもって通知する。ただし、本年9月末までは、10日ごとに取りまとめ、各月の11日、21日、月末に通知し、10月以降は各月ごとに取りまとめ、翌月10日までに通知する。

なお、本月の通知は、21日からとする。

〇〇市における買収事件関連図



選挙 : 〇〇議員選挙 (〇〇選挙区)

施行日 : 年 月 日

候補者 : 氏 名 (〇〇党)

選挙結果 : 当落及び得票数

関連違反者一覧表

番号	氏名	言渡し裁判所	刑名・刑期	起訴日	言渡し日	確定日	出願日	恩赦の種類	備考
1	氏名 A	〇〇地裁	懲10月猶予3年	4.1.9	4.2.14	4.6.18	5.6.15	特赦	
2	氏名 B								
3	氏名 C								
4	氏名 D								
5	氏名 E								
6	氏名 F								
7	氏名 G								
8	氏名 H								
9	氏名 I								

- 注 1 関連図に本表の内容を記載できるときは、本表を省略して差し支えない。
 2 備考欄は、恩赦の結果について記載する。

身 上 関 係 書

心 身 の 状 況	健康状態 □壮健 □普通 □虚弱 □疾病 (虚弱、疾病の場合、その内容程度及び治療状況等)	家 族 の 状 況	家族の氏名	年齢	続柄	同居別居の別	職業(勤務先・学校)
	性 格 長所 短所						
	そ の 他						
年 月 日	内 容		特記事項				
学 歴 ・ 職 歴 ・ 社 会 貢 献	学 歴 (高校以降)		[交友関係及び余暇等日常生活の状況]				
	職 歴						
		[資産状況]					
		・動産(預貯金 万円, その他) ・不動産(宅地 , 家屋 , 田畑 山林 ; その他) ・負債 (万円) [生 計] ・月(年)収 (万円) うち 本 人 (万円) 同居家族 (万円) ・支出状況					
		[将来の生計方針]					
		・公共的職務 □就任 □遂行 □予定なし (公共的職務の具体的な内容)					
		公 職 歴 □あり □なし (公職歴の具体的な内容)					
		社 会 貢 献 □あり □なし (社会貢献の具体的な内容)					
		・資格取得予定 □あり □なし (取得予定の資格内容)					

注 1 職歴、公職歴(履歴書可)はできるだけ明確に書き分け、公職歴には疎明資料を添付すること。
 2 公共的職務の就任又は遂行も示すこと。
 3 公職歴へ事実が当たるときは、必ず疎明資料を添付すること。
 4 公職歴の記載に当たっては、「別紙のとおり」又は「別紙に続く」として、(用紙 日本工業規格B4)「身上関係書統用紙」(別紙2(2))を使用すること。

<p>[犯時の職業及び生活状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業状況 ・ 家族の状況 ・ 交友状況 ・ その他 	<p>[被害弁償等の状況] <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</p> <p>・ 被害弁償の状況</p> <p>示談の状況 <input type="checkbox"/>示談成立</p> <p>(示談成立・和解日 年 月 日)</p> <p><input type="checkbox"/>示談未成立 理由</p> <p>支払状況</p> <p>支払総額 円</p> <p>支払完了日 年 月 日</p> <p>内訳</p> <p>自賠償保険 円</p> <p>任意保険 円</p> <p>自己負担 円</p> <p>慰謝・慰霊の措置の実施状況</p>
<p>[罪を犯すに至ったいきさつ]</p>	<p>[交通反則歴] <input type="checkbox"/>免許あり <input type="checkbox"/>免許なし</p> <p>処分の日 違反態様 処分結果 (減点数, 反則金の額, 免許取消, 免許停止の期間等)</p> <p>[現在の心境その他]</p>
<p>[罪を犯した後の状況]</p>	
<p>[その他参考事項]</p>	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住 所 〒</p> <p>(電 話)</p> <p>氏 名 印</p> <p>(年 月 日生)</p>	

注 5 免許の効力を停止された期間について、講習を終了したため前記期間が短縮されたときはその双方を記載する(停止期間○日, 短縮○日)。

[]

注 [] 内には、項目名を記載する。
(用紙 日本工業規格 B 5)

法務省専用ファクシミリ

									責任者（起案者）	
									電話	
(指定)						(文書番号) 電 第 号				
						(施行日)				
(受信人) 保 護 局 恩 赦 課 長 殿								電 信 日 付 印		
(発信人)								受 付 時 刻		発 信 番 号
特別基準恩赦受理処理状況等通知						(平成 年 月 日分)				
1 総計表										
		受 理			処 理			未済件数	次期上申 予定件数	
		当期	前期	総合計	当期	その他	合計			
公選法違反	罰金のみ									
	上記以外									
一般事件										
総 計										
(参考) 出願に係る常時恩赦の当期受理件数						件				

総枚数	
-----	--

<記載要領>

1 総計表について

- (1) 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に計上する。
- (2) 当期とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、6月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは6月9日から6月20日までの期間)を指し、前期とは当期前の直近の期間を指す。
- (3) 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものも含む。
- (4) 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- (5) 「その他」は、出願取下げ、上申権者変更等の件数である。
- (6) 「受理合計」 - 「処理合計」 = 「未済件数」となる。

2 当期の一般事件の罪名別受理状況

- (1) 当期において、一般事件の出願を受理したときは、罪名ごとに氏名及び刑の内容を記載する。
- (2) 番号は通し番号とし、その末尾は、1の総計表「当期受理」と一致する。

3 その他

- (1) 6月分の通知は同月21日を第1回目とする。
- (2) 管内支部等での受理分については、本庁で取りまとめた上、通知する。